

令和6年度 城南学童保育クラブ 利用案内

<連絡先・問合せ>

城南児童センター

(城南学童保育クラブ)

電話：0176-62-6656

“放課後児童健全育成事業”とは…

放課後児童（学童保育）クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、公共施設等を利用し、子どもの遊びや地域の方々との交流を通じて、子どもたちを健やかに育てることをねらいとした取り組みです。この取り組みは、国・県の補助金によって町が実施し、町が指定した指定管理者（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）が運営しています。

◇ 開所日・時間

- ・利用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- ・利用時間

平日 午後1時から午後6時30分 ※学校の下校時間により開所時間は変更になります。

土曜日 午前7時30分から午後6時

長期休業時 午前7時30分から午後6時30分（土曜日は午後6時まで） } ※1日保育

- ・休所日

日曜日・祝日・運動会開催日・お盆（8/13～8/15）・年末年始（12/29～1/3）ほか

◇ 利用の条件

- ・事業の趣旨から「保護者が就労等により昼間家庭にいない」ということが前提であることから、特別な理由を除き保護者がお休みの日は利用できません。
※特別な理由とは、冠婚葬祭や病院受診、急な出勤など →事前に連絡が必要です。
- ・求職活動も利用はできますが、最大90日までの利用となります。※延長はできません。

◇ 利用登録時の費用（児童一人 2,500円）

- ・児童クラブ共済保険料 ¥1,620円（年間/児童一人）

※学童保育クラブ利用中の万が一の事故に備え、全児童に共済保険へ加入していただきます。

- ・保護者負担金 ¥880円（年間/児童一人）

※児童の熱中症対策やおやつ購入などの負担金となります。

※共済保険料・保護者負担金は、年度途中で登録解除する場合は、返金いたしません。

◇ 1日保育時に準備するもの

- ・お弁当 常温での保管となるので、気温に合わせて保冷剤等による工夫をお願いします。
- ・飲み物 昼食時・おやつ時の分が必要です。（水筒又は、ペットボトル）
- ・おやつ 食べきれる量を袋に入れて持たせてください。※ゴミ、ペットボトル等は持ち帰りとなります。
- ・勉強道具 学習の時間1人で勉強できるものをご持参ください。※筆記用具、宿題・ドリル等

◇ その他

- ・常用薬等の管理については、保護者の自己責任とします。投薬管理等が必要な場合は、職員にお声がけください。
- ・学校に持っていけないもの、トラブルのもとになるものは持ち込み禁止です。
- ・事故防止のため小学生の自転車での登所、サンダル・クロックスでの登所はできません。

◇ 児童の送迎について

- 児童のお迎えは、閉所時間までにお願いします。
- お迎えの際は、インターホンでお子様の名前をお伝えください。
- センターを利用した場合は、すべて保護者のお迎えで帰ることになっています。
※お子さん（兄・姉等）には送迎させることはできません。
- 駐車場での事故防止のため、必ず保護者が一緒に玄関まで送迎をお願いします。
- 習い事、部活動等（見学・体験入部）へ子どもだけで行く場合、または、保護者以外の方のお迎えがある場合は、事前に「送迎に関する同意書」が必要です。
保護者からの連絡がない場合は、送り出すことはできませんのでご理解ください。
- 安全面を考慮し子どもだけでセンターから学校に忘れ物を取りに行くことはできません。

◇ 緊急時について

- けが、病気、その他緊急時は、緊急連絡先の優先順位の順に連絡しますので、センターの電話番号の登録をお願いします。
- 住所・電話番号・勤務先に変更があった場合は、速やかにセンターへ連絡ください。

◇ 非常災害時の対応について

- 非常災害時は連絡がなくても早めのお迎えをお願いします。

		暴風／大雪の場合	地震の場合	不審者出没などの場合 Jアラートが鳴った場合
学校がある日	開所前	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所
	開所中	気象警報が発令 閉所時間繰上げ	震度5強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Jアラートが鳴った 閉所時間繰上げ
学校のない日	開所前	気象警報が発令 終日閉所	震度5強以上の地震 終日閉所	不審者が出没した Jアラートが鳴った 終日閉所
	開所中	気象警報が発令 閉所時間繰上げ	震度5強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Jアラートが鳴った 閉所時間繰上げ

◇ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などへの対応

<インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の場合>

- インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等の感染症による学級（学年）閉鎖されたクラス（学年）の児童は利用できません。また、罹患している児童の兄弟がセンターを利用しようとする場合は、ご利用についてご配慮いただく場合があります。
- 学校閉鎖の場合は終日閉所となります。

◇ 利用登録の申し込み

- 4月1日から利用を希望する場合は、令和6年2月22日（木）までにお申し込みください。受付期間を過ぎると4月1日から利用できません。
- 利用登録は年間を通して受け付けていますが、利用希望日の1週間前までに申請書を提出してください。
- 1日の児童の利用人数が40名を大幅に超える場合は、子どもの安全性を考慮し、保護者の申請理由等によっては利用を制限します。あらかじめご了承ください。
- 集団生活を経験させたいなどの理由のみでは申し込みできません。

◇ マチコミによる連絡について

- マチコミメールを利用し、緊急時や学童情報のメール配信を行います。利用登録決定後、登録をお願いします。

【提出する書類について】 （書類不備の場合は受付不可）

- ① ・ 全員共通（児童1人につき1枚）

「**七戸町放課後児童クラブ利用登録申請書**

（裏面/**学童保育利用に係る同意書権調査票**）」 （両面記入）

- ② ・ 就労している方 （兄弟姉妹で同時で申し込む場合は、1部で結構です。）

「**学童保育が必要な事由申告及び証明書**」（父母又は保護者各1通）

社保の方 → 保険証の写しを添付 （保険者番号、記号・番号、QRコードは黒塗り）

国保の方（自営業・農業等） → **必要書類***を添付

※必要書類 例）自営業 → 開業届、事業所名が分かる公共料金の領収書の写し等
農業従事者 → 出荷証明書、農地台帳等

- ・ 就労以外の理由で学童保育を利用する方

「**学童保育が必要である事由申立書**」

※必要書類を添付（理由により異なります。）

- ③ 提出先 城南児童センター

※利用登録後に事業の運営上支障があると認められた場合や申請書類及び添付書類に虚偽があったときは利用登録を解除していただくことがあります。